

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本学において徴収する授業料、入学金及び検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (1)~(4) } (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は、当該授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 } (略)</p> <p>7 第3項の規定は、長期履修学生の場合に準用する。</p>	<p>第2条 本学における授業料、入学金及び検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (1)~(4) } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p>
<p>第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1期及び第2期の2期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、第1期にあつては4月、第2期にあつては10月に徴収するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項(前条第7項において準用する場合を含む。)の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第1期及び第2期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び10月に徴収し、当該年度における在学期間が第1期又は第2期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、第1期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。</p>	<p>第3条 授業料の徴収は、年度ごとに、第1期及び第2期の2期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、第1期にあつては5月、第2期にあつては11月に徴収するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所定の期日までに、年度の当初から当該年度の末日まで在学を予定している学生(年度当初において休学をしている者を除く。)から申出があつたときは、第1期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。</p> <p>第3条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1期又は第2期の中途において入学をした者から徴収する当該入学をした期の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に入学をした月から当該期末までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額とし、入学をした月(入学をした月が4月又は10月の場合は、それぞれその翌月)に徴収する。</p>

改正前

(後 略)

別表第1 (第2条関係)

第1表 学生に係る授業料等 (別表第2に掲げるものを除く。)

区分	授業料 (円)	入学料 (円)	検定料 (円)
学部	535,800	282,000	17,000
大学院研究 科	535,800	282,000	30,000  (出願書 類等によ る選抜を 行う場合 は 10,000)
法科大学院	804,000	282,000	30,000
短期大学の 学科(専攻科 を含む。)	390,000	169,200	18,000
転学、編入 学、再入学	535,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年額 (円)
学部・大学院の研究科	
昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600

改正後

第3条の3 第3条第2項の規定にかかわらず、第1期又は第2期の中途において復学をした者から徴収する当該復学をした期の授業料は、復学をした月(復学をした月が4月又は10月の場合は、それぞれその翌月)に徴収する。

第3条の4 第3条第2項及び前2条の規定にかかわらず、4月又は10月に退学、卒業又は修了をする者から徴収する当該退学、卒業又は修了をする期の授業料は、退学、卒業又は修了をする月に徴収する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

学生に係る授業料等 (別表第2に掲げるものを除く。)

区分	授業料 (円)	入学料 (円)	検定料 (円)
学部	年額 535,800	(同 左)	
大学院研究 科	年額 535,800	(同 左)	
法科大学院	年額 804,000	(同 左)	
転学、編入 学、再入学	年額 535,800	(同 左)	

改正前		改正後	
<u>3年度及び平成4年度</u>	<u>375,600</u>		
<u>5年度及び平成6年度</u>	<u>411,600</u>		
<u>7年度及び平成8年度</u>	<u>447,600</u>		
<u>9年度及び平成10年度</u>	<u>469,200</u>		
<u>短期大学の学科（専攻科を含む。）</u>			
<u>平成元年度及び平成2年度</u>	<u>248,400</u>		
<u>3年度及び平成4年度</u>	<u>274,800</u>		
<u>5年度及び平成6年度</u>	<u>300,600</u>		
<u>7年度及び平成8年度</u>	<u>326,400</u>		
<u>9年度及び平成10年度</u>	<u>342,000</u>		
別表第2（第6条関係） 別表第3（第8条関係）	} (略)	別表第2（第6条関係） 別表第3（第8条関係）	} (同 左)